

令和7年第5回 邑南町議会定例会（第1日目）会議録

1. 招集年月日 令和7年6月3日（令和7年5月23日告示）
 2. 招集の場所 邑南町役場 議場
 3. 開 会 令和7年6月3日（火） 午前9時32分
 散会 午前10時44分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	石國佳壽子	2 番	奈須 正宜	3 番	鍵本 亜紀	4 番	野田 佳文
5 番	日高八重美	6 番	瀧田 均	7 番	平野 一成	8 番	宮田 博
9 番	中村 昌史	10 番	辰田 直久	11 番	山中 康樹	12 番	漆谷 光夫

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 12名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	石國佳壽子	2 番	奈須 正宜	3 番	鍵本 亜紀	4 番	野田 佳文
5 番	日高八重美	6 番	瀧田 均	7 番	平野 一成	8 番	宮田 博
9 番	中村 昌史	10 番	辰田 直久	11 番	山中 康樹	12 番	漆谷 光夫

7. 欠席議員 なし

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	大屋 光宏	副 町 長	白須 寿	総務課長	高瀬 満晃
資産経営課長	沖野 弘輝	情報みらい創造課	植田 啓司	地域みらい課長	田村 哲
財務課長	森田 政徳	町民課長	秋田 敏子	医療福祉政策課長	坂本 晶子
産業支援課長	小笠原誠治	建設課長	小笠原 清	保健課長	岩井 和也
羽須美支所長	峽戸真理恵	瑞穂支所長	三浦雄一郎		
教 育 長	大橋 覚	学びのまち総務課長	原 拓矢	学びのまち推進課長	田村 成生
水道課長	三浦 康孝				

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 井上 義博 事務局調整監 田中 利明

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
7 番	平野 一成	8 番	宮田 博

12. 本日の会議の概要は別紙のとおりである。

令和7年第5回邑南町議会定例会議事日程（第1号）

令和7年6月3日（火）午前9時30分開会

開会、開議宣告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第60号 財産の取得
(小型動力ポンプ付軽四輪駆動消防車購入)
- 日程第6 議案第61号 邑南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正
- 日程第7 議案第62号 邑南町税条例の一部改正
- 日程第8 議案第63号 邑南町国民健康保険税条例の一部改正
- 日程第9 議案第64号 財産の取得
(東給食センターの食洗機)
- 日程第10 議案第65号 工事請負契約の締結
(高原小学校改修(2期)工事)
- 日程第11 議案第66号 工事請負契約の締結
(いわみスタジアムLED照明工事)
- 日程第12 議案第67号 工事請負契約の変更契約の締結
(邑南町立石見中学校校庭外構整備工事)
- 日程第13 議案第68号 令和7年度邑南町一般会計補正予算第2号

日程第14 議案第69号 令和7年度邑南町国民健康保険事業特別会計
補正予算第1号

日程第15 議案第70号 令和7年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計
補正予算第1号

日程第16 議案第71号 令和7年度邑南町水道事業会計補正予算第1号

令和7年第5回 邑南町議会定例会（第1日目） 会議録

【令和7年6月3日（火）】

—— 午前9時32分 開会 ——

~~~~~○~~~~~

（開会、開議宣告）

●漆谷議長（漆谷光夫） ただ今から、令和7年第5回邑南町議会定例会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

（日程第1 会議録署名議員の指名）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。7番平野議員。8番宮田議員。お願いいたします。

~~~~~○~~~~~

（日程第2 会期の決定）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は、本日6月3日より6月13日の11日間といたしたいと思っております。これに御異議はありますか。

（「異議なし」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日6月3日から6月13日の11日間とすることに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（日程第3 諸般の報告）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第3、諸般の報告を行います。執行部より、報告第3号令和6年度邑南町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告。報告第4号令和6年度

邑南町電気通信事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告。報告第5号令和6年度邑南町水道事業会計繰越計算書の報告。監査委員より、報告第6号例月現金出納検査結果報告。議長等の動静報告はお手元に配布しておりますとおりでございます。受理をしました請願は請願文書表のとおり、受理番号1見守りを併せ行う買い物弱者支援について。受理をしました陳情は陳情文書表のとおり、受理番号2地方財政の充実・強化を求める意見書の提出を求める陳情書。以上2つの請願陳情については、総務教民常任委員会に付託しましたので御報告いたします。



(日程第4 行政報告)

●漆谷議長 (漆谷光夫) 日程第4、行政報告。これより町長に行政報告を行っていただきます。

○大屋町長 (大屋光宏) 議長、番外。

●漆谷議長 (漆谷光夫) 番外、大屋町長。

○大屋町長 (大屋光宏) 令和7年第5回邑南町議会定例会に当たり、諸議案の説明に先立ちまして行政報告を申し上げます。はじめに叙勲の受賞について申し上げます。4月29日付けの令和7年春の叙勲において、矢上地区の土居達也さんの教育功労に対し瑞宝双光章の受章が発令されました。同じく第44回危険業務従事者叙勲において、田所地区の熱田隆雄さんの警察功労に対し瑞宝双光章の受章が発令されました。これまでの功績をたたえるとともに、心からお喜び申し上げます。次に、令和7年4月1日より実施した事務の所管替えについて説明します。まず脱炭素に係る事務を、地域みらい課から町民課に所管替えしました。これは、脱炭素先行地域推進事業が4年目を迎え5年間の期間の後半に入ることから、事業推進から補助金事務の整理等へ移行するため、従来から地球温暖化対策を担当していた町民課へ所管替えし環境対策に関する事務を一本化するものです。次に、矢上高校振興を地域みらい課から教育委員会へ所管替えしました。これは社会で求められる人物像が変わることによって、これに対応するため大学入試そして高校入試が変わってきています。矢上高校将来ビジョンの見直し時期が来ていることから、高校の学びの変化を小中学校にも広げ小中高と学びのつながりをつくるため、矢上高校振興を地域みらい課から教育委員会へ所管替えしました。また予算規模の拡大に伴う事務量の増大と適切な資金管理を行

うため、財務課長の兼務を取りやめ別途会計管理者を設置しました。さらに本年度からは、より一層連携を深めるため公立邑智病院に事務部長を派遣するとともに公立邑智病院から1名を受け入れる人事交流を実施しています。次に防災・減災に関する取組について申し上げます。平成25年の8.24豪雨災害発生から12年目に当たります。引き続き防災士の養成、防災士連絡協議会研修会を開催し、自分や家族、自主防災組織の皆さんとともに災害に備えた行動について取り組んでまいります。また、令和5年に気候変動適用法が改正され、熱中症特別警戒情報・熱中症特別警戒アラートが創設されました。運用は令和6年4月24日から開始されていますが、この法改正では地域において指定暑熱避難施設クーリングシェルターを指定できる制度を設けています。邑南町におきましても、今年度から町内12公民館を指定暑熱避難施設として指定し、熱中症特別警戒情報が発表された際には、指定暑熱避難施設を開放し自助で最大限の熱中症予防行動がとれるよう支援してまいります。次にふるさと納税の今年度の状況について申し上げます。令和7年4月期は前年比で件数が約191%、寄附額が約186%と増加しました。これは全国的な米不足・米価高騰による需要増で、返礼品の米の件数が前年同月の4倍以上となったことなどが要因しております。一方5月25日現在の5月期においては、本町も返礼品として確保していた米が品薄となり募集を停止したことなどにより、寄附全体の前年比も件数で約68%、寄附額約67%にとどまりましたが、4月期と5月期の合計では前年比で件数は70件増加、寄附額も170万4,000円増加し、1,210万2,000円をいただいているという状況です。次に、企業版ふるさと納税について申し上げます。企業版ふるさと納税は、国が認定した地域再生計画に位置づけられた地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、寄附額の9割が法人関係税から税額控除する仕組みとなっています。邑南町ではこの制度を活用し、邑南町まち・ひと・しごと創生総合戦略2020に記載された事業を寄附対象事業として企業からの寄附を受け付けているところです。令和6年度には企業8社から計1,130万円の寄附をいただきました。企業版ふるさと納税を通して、邑南町を応援していただいた企業の皆様に心より感謝申し上げます。いただいた寄附は邑南町まち・ひと・しごと創生総合戦略2020事業として、地区別戦略や脱炭素関連事業に充当したほか一部は基金に積立てしております。引き続き令和7年度においても基金を活用し事業の推進を図るほか、多くの企業に企業版ふるさと納税制度を通じて邑南町を応援していただけるよう周知に努めてまいります。次に道の駅瑞穂再整備事業について申し上げます。令和6年度より整備を進めてまいりました道の駅邑南の里本体建築等工事につきましては、当初の予定より工期を延長しましたが工事完了の見通しも立ち、開業日を8月4日と決定いたしました。当日は開業に先立ち、道の駅邑南の里にぎわい広場において事業推進に御協力

を賜った多くの皆様をお招きし竣工式典を挙げていたします。次に現在進行中の工事の状況について申し上げます。本体建築等工事につきましては、建具の設置など内装仕上げ工事を進めています。また、駐輪場をはじめ建築外部の仕上げなど付属工事を進めております。5月末の進捗率は96%でございます。外構工事につきましては第1駐車場の舗装工事を終え、現在だんだん広場の築造と植栽工事を進めておりまして、5月末の進捗率は80%でございます。次に公共交通施策について申し上げます。邑南町の持続可能な公共交通ネットワーク形成のため、令和6年度から計画策定を進めておりました邑南町地域公共交通計画が、今月まとまりました。令和6年度から邑南町生活交通検討委員会や邑南町地域公共交通会議で議論を重ねて承認された最終計画案について、2月28日から3月27日までパブリックコメントを実施しましたが意見はありませんでしたので、最終計画案をもって今後の邑南町の公共交通の方向性を示す計画として成立したものです。計画期間は令和7年6月から令和12年5月までの5年間で、今後は本計画に基づき邑南町の公共交通施策を進めてまいります。次に、地域コミュニティの再編について申し上げます。現在邑南町は地域運営組織形成支援事業を進めており、町職員や中間支援組織が地域での話し合い等へ参加するとともに、地域運営組織の設立に向けた話し合い等に係る経費の補助を行い支援を行っています。現在の状況を申し上げますと、まず、令和6年10月に自治会を地区単位に統合した井原自治会に続いて、3月にはひぬい自治会が設立されました。この2つの自治会と、既に地区単位の自治会である出羽自治会を含めた3団体を地域運営組織として認定をいたしました。3団体とも町と委託契約を交わした地域マネージャーを配置し、今年度から公民館を拠点として活動を開始されています。その他の地区においても令和6年度から検討会が立ち上がっている阿須那地区、勉強会を開催中の中野地区、今年度から議論を始める予定の日和地区などで動きがあります。町としましては、今後いずれの地区に対しても持続可能な地域コミュニティの形成に向け、きめ細かい伴走支援を行ってまいります。次に農林業の振興について申し上げます。はじめに神紅の産地化についてです。本年度4月時点の神紅に関する状況としましては、地域おこし協力隊による研修制度では10名が研修され、研修修了者8名が現在自営で就農されています。リースハウス整備は令和2年度から5年間で43棟、面積にして約4.2ヘクタールとなり、本年度はさらに約0.4ヘクタールの整備を計画しております。整備開始初年度のハウスが5年生樹の成園となる本年度は、本格的にJA出荷を開始した昨年度をさらに上回る生産量が期待され、現在生産者の皆さんは8月中旬からの出荷に向け栽培管理に取り組んでおられ、生育状況もおおむね順調と聞いております。次に有機農業の推進についてです。令和4年度から昨年度まで邑南町は、国のみどりの食料システム戦略緊急対策交付金を活用して有機農業実施計画を策定し生産者

、事業者、地域内外の消費者を巻き込んで有機農業推進に取り組み、またその間の令和5年4月にはこの交付金の要件でもあるオーガニックビレッジ宣言を行いました。交付金の交付は終了しましたが、令和9年度までの計画期間中は生産者に対して県やJAと連携して情報提供や技術指導等を行うとともに、学校給食での有機米提供等により町内消費者の理解促進を行ってまいります。次に森林環境譲与税を活用した事業についてです。現在森林環境譲与税とあわせ創設された、森林経営管理制度に基づき集約化による森林管理の効率化を進めているところですが、本年度はその一環として森林資源の効率的な把握のため、森林航空レーザー計測データの森林資源解析業務を実施いたします。邑南町内の全民有林351.31平方キロメートルのうち、島根県が実施済みの面積を除く195.81平方キロメートルを対象にデータを取得し、このデータに基づき森林資源解析を行います。今後これらの成果を活用し、より効果的な森林・林業行政に努めてまいります。次に、おおなんさくらカードポイント50倍キャンペーンについて申し上げます。6月1日より物価高騰に対する生活者支援と事業者支援として、おおなんさくらカードにポイント50倍を付与するキャンペーンを実施しており、本年9月末までの期間中の買物に対し1人当たり最大で1万ポイント10月末までに利用者へ一括付与することとしております。付与されたポイントの使用期限が12月末までとなっておりますので、その期間も含めおおなんカード会においてもポイント利用による消費促進の取組も検討され、また町からもカード会への加入店舗拡大等の支援も実施しております。この機会に町民の皆様には、積極的な町内での消費をお願いしたいと思います。次にいわみ温泉霧の湯の状況について申し上げます。香木の森公園いわみ温泉霧の湯等の各施設は、4月1日から指定管理者である一般社団法人江の川・さくらライン観光推進機構により一体的に管理運営され、令和4年から休止しておりました霧の湯と香遊館のレストラン部分は、4月24日に開業いたしました。現在の状況としては、5月の大型連休には多くの方々に御来場いただき利用は順調に推移しております。具体的には5月期の入浴利用者数は3,381人で、コロナ前の同時期である平成30年5月と同水準となっております。一方で、現状では一部の設備に故障等が発生し利用者の皆様には御不便をおかけしている状況がございます。利用者の安全と快適な環境を確保するため、指定管理者と連携しながら必要な修繕等を行ってまいります。また、香木の森公園内にあるレストラン香夢里についても、指定管理者により夏に向けた再開の準備を進めております。道の駅邑南の里のオープンもあわせ観光資源の充実が期待されており、地域全体の観光振興につなげていきたいと考えております。次に脱炭素先行地域づくり事業について申し上げます。地域新電力会社おおなんきらりエネルギー株式会社の事業進捗です。PPA事業を活用した太陽光発電設備の整備は、昨年度末までに令和6年度設置完了26件を含

め44件の設置が完了しております。続いて、邑南町が行う脱炭素先行地域づくり事業を活用して実施する事業でございますが、道の駅瑞穂再整備事業の地中熱を活用した融雪設備やいわみ温泉活用施設薪ボイラー設置事業、公民館、学校のLED照明の設置が完了しています。今年度は、石見中学校の自転車置場等にPPAによる太陽光パネル設置の協議を進めているほか、民間事業者や一般住宅も同様に調整を進めているところでございます。次に国民健康保険事業について申し上げます。令和6年度の医療費については、令和5年度と比較し入院の医療費が増加となっており、結果として総額も増加となっております。国保税の税率についてですが、当初予算では前年度の税率により予算編成しておりましたが、この度国保税の本算定に向けて令和7年度の課税所得額や医療費推計、基金保有額等を踏まえ算出を行いました。本町の被保険者数は減少が続いている一方で1人当たりの医療費は増加しており、今後も被保険者数の増加は見込めないことから、本年度の保険税率については本算定に合わせ全体的に引き上げる方針を固め、本定例会に条例改正を提出しております。なお、医療費の動向については、引き続き注視してまいりたいと考えております。次に、地域保健福祉計画一部変更について申し上げます。邑南町地域保健福祉計画のうち、地域福祉計画・障がい者計画の改定を行います。地域福祉計画は、高齢者・障がい者・児童・その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載する、いわゆる上位計画として位置づけられております。包括的な支援体制の整備や孤独・孤立対策など、地域共生社会の実現に向け地域福祉の推進を図ってまいります。障がい者計画は障がい者の自立と社会参加を促進するため、障がい者施策を総合的かつ計画的な推進を図ってまいります。昨年度実施いたしましたアンケート調査の結果を踏まえ、各団体と連携し令和7年度末の完成を目指し作業を進めてまいります。次に教育委員会関係について申し上げます。邑南町教育の在り方検討の進捗状況は、現在検討委員会の構成メンバーの選定について、委員長を中心とした大学教授等の学識経験者や保護者1名を6月中旬までに委嘱ができるよう進めています。メンバーが決定後6月下旬から7月初旬にかけて第1回の検討委員会を開催し、令和7年度は全部で6回の委員会の開催を予定しています。教育の在り方検討の進捗については、今後も丁寧な情報共有に努めてまいります。次に石見中学校校庭外構整備工事についてでございますが、校庭及び外構の整備を7月末の完成を目指し工事を進めています。工事に伴う騒音や交通の混雑など御迷惑をおかけすることとなりますが、安全かつ円滑に作業を進めるために最大限配慮してまいります。引き続き御理解と御協力をお願いします。また、令和7年度より矢上高校振興については教育委員会の所管となりました。矢上高校将来ビジョンに基づき矢上高校魅力化事業を進めるとともに、邑南づくり教育計画の具現化のため、小中高の学びのつながりを意識した教育魅力化や高校卒業後の自分を思い描く小中学校児

童生徒のキャリア教育を推進してまいります。また、高校を卒業後の卒業生とのつながりを構築し、地域・企業等と連携して地域の未来をつくる人材の育成を目指したいと考えております。また、矢上高校・石見養護学校・邑南町・邑南町教育委員会の4者による包括連携協定のもと、県立学校との連携にさらに取り組んでまいります。また、4月から開催された令和7年度島根県高等学校春季野球大会において、矢上高校野球部が初優勝しました。これにより、第144回春季中国地区高等学校野球大会並びに第64回山陰高等学校野球大会への出場権を獲得いたしました。矢上高校生徒の活動を引き続き町民の皆さんと応援してまいりたいと思います。次に、邑智郡広域振興財団による子ども海外視察研修事業について申し上げます。邑智郡広域振興財団は、基本財産を活用し邑智郡内の地域づくりイベントの補助などを行っていますが、この度開催された理事会・評議員会において新たな事業、子ども海外視察研修事業について検討・準備を進めることが承認されました。事業概要は、3町の海外交流の取組をベースに一定枠の広域参加受入れを支援するもので、対象年齢は中学生以上とされています。令和8年度からの実施に向け、令和7年度は各町の海外視察担当者1名を8月に行われる美郷町のバリ島視察に同行させ、事業計画策定の参考とすることとなりました。邑南町からは、フィンランドとの交流を担当する学びのまち推進課の職員が参加する予定です。次に史跡久喜銀山遺跡保存活用計画についてでございます。令和6年12月で申請を行い、令和7年3月で国の認定を受けました。これにより、今後も史跡の適切な保存・活用について町民の皆さんと協働しながら進めていきたいと考えております。史跡の整備につきましては、令和7年度より2年間をかけて整備基本計画を策定し、整備をより具体化していきたいと考えております。また、令和7年3月に琵琶甲城跡について町史跡の申請があり、これが適当として令和7年4月に町史跡として指定しました。琵琶甲城跡は、戦国時代に当地域を支配した毛利氏の重臣口羽氏の拠城とされています。また、城を防御する施設や兵士が集合する施設などが明瞭に残っており、歴史的価値・城の機能的価値が非常に高いと評価されています。今後は町の貴重な史跡として、町民の皆さんと協働しながら適切に保存・活用していきたいと考えております。次に令和6年度における各会計の決算見込みについて報告します。各会計とも、令和7年5月30日現在の決算状況について把握しています数値を決算見込額として報告します。決算状況については、全ての会計において不足を生じることなく決算ができる見込みでございます。まず、一般会計については歳入総額166億5,920万円。歳出総額161億8,708万円。歳入歳出差引額は4億7,212万円の黒字となる見込みですが、このうちには繰越明許費に係る翌年度へ繰り越すべき財源9,695万2,000円が含まれております。特別会計につきましても全て黒字となる見込みでございます。内訳でございますが国民健康保険事業

特別会計が1,013万円。国民健康保険直営診療所事業特別会計が480万円。後期高齢者医療事業特別会計が699万円。電気通信事業特別会計が繰越明許費に係る翌年度へ繰り越すべき財源14万6,000円を含み1,489万円となっています。また水道事業につきましては、収益的収入4億7万円。収益的支出3億8,504万円。資本的収入4億6,048万円。資本的支出6億5,323万円となっています。令和6年4月1日から地方公営企業会計に移行した下水道事業につきましては、収益的収入7億9,411万円。収益的支出7億5,930万円。資本的収入4億7,579万円。資本的支出6億7,717万円となっています。次に、邑南町発注の公共事業についてでございますが、これは別紙一覧表で発注状況を御報告させていただきますのでそちらを御覧ください。以上、6月議会定例会に当たりましての行政報告とさせていただきます。なお、本定例会に提案いたします議案は条例案3件、補正予算案4件、その他案5件、合わせて12件としております。何とぞ慎重に御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

| (別紙) | | 令和7年度 邑南町公共事業発注状況一覧表 | | | | 令和7年5月30日現在 | |
|----------|-------------------------|----------------------|------------|--------------------|---------|-------------|--|
| 担当課 | 事業名 | 路線名等 | 箇所名 | 事業内容 | 発注日 | 備考 | |
| 建設課 | 令和6年度 7月豪雨 農業用施設 災害復旧事業 | 7101/82号 皆井田水路 | 井原 | 災害復旧工事 | R7.2.25 | | |
| 建設課 | 令和6年度 緊急自然災害防止対策事業 | 町道伴蔵線 | 上田 | 道路法面 防災対策工事 | R7.3.3 | | |
| 建設課 | 令和6年度 道路メンテナンス事業 | 後友橋 | 鱒淵 | 橋梁長寿命化 修繕第1期工事 | R7.3.3 | | |
| 建設課 | 令和6年度 社会資本整備 総合交付金事業 | 町道簾金比羅線 | 日貫 | 道路改良工事 その2 | R7.3.3 | | |
| 建設課 | 令和6年度 林道施設災害復旧事業 | 林道黒坊線 | 上亀谷 | 災害復旧工事 | R7.2.27 | | |
| 建設課 | 令和6年度 林道施設災害復旧事業 | 林道原山線 | 矢上 | 災害復旧工事 | R7.3.5 | | |
| 建設課 | 令和6年度 公共土木施設災害復旧事業 | 町道馬場入野線 | 高見 | 災害復旧工事 | R7.2.27 | | |
| 建設課 | 令和6年度 国土調査事業 | 上田所5地区 | 上田所 | 地籍調査測量 業務委託(その2) | R7.2.27 | | |
| 建設課 | 令和7年度 道路メンテナンス事業 | 後友橋 | 鱒淵 | 橋梁長寿命化 修繕第2期工事 | R7.4.28 | | |
| 建設課 | 令和7年度 町単独事業 | 町道石見地域 | — | 道路維持 一括業務委託 | R7.4.25 | | |
| 建設課 | 令和7年度 町単独事業 | 町道瑞穂地域 | — | 道路維持 一括業務委託 | R7.4.25 | | |
| 建設課 | 令和7年度 町単独事業 | 町道羽須美地域 | — | 道路維持 一括業務委託 | R7.4.24 | | |
| 建設課 | 令和7年度 町単独事業 | 町道全地域 舗装・交通安全施設 | — | 維持 一括業務委託 | R7.4.30 | | |
| 建設課 | 令和7年度 道路メンテナンス事業 | 羽須美地域 町道橋 | 羽須美地域 | 橋梁点検 業務委託 | R7.5.29 | | |
| 建設課 | 令和7年度 道路メンテナンス事業 | 瑞穂地域 町道橋 | 瑞穂地域 | 橋梁点検 業務委託 | R7.5.29 | | |
| 学びのまち総務課 | 令和7年度 | 町立小中学校施設 | 口羽小学校 ほか8校 | 照明LED化工事 | R7.4.25 | | |
| 学びのまち総務課 | 令和7年度 | 高原小学校 | 高原 | 改修(2期)工事 | R7.5.28 | 仮契約 | |
| 学びのまち総務課 | 令和7年度 地域脱炭素 移行・再エネ推進交付金 | いわみスタジアム | 矢上 | LED照明工事 | R7.5.28 | 仮契約 | |
| 学びのまち総務課 | 令和7年度 | 日貫小学校 | 日貫 | 衛生環境 改修工事 | R7.5.29 | | |
| 水道課 | 令和7年度 農村整備事業 | 阿須那処理場 | 阿須那 | 制御盤改修工事 | R7.5.29 | | |
| 水道課 | 令和7年度 農村整備事業 | 口羽・阿須那処理区 | 羽須美地域 | 遠方監視装置 改修工事 | R7.5.29 | | |
| 水道課 | 令和7年度 増補改良事業 | 日和東地区水道施設建設 | 日和 | 地質調査 業務委託 | R7.5.29 | | |
| 地域みらい課 | コミュニティセンター整備事業 | (仮称) 井原コミュニティセンター | 井原 | 基本設計 業務委託 | R7.5.30 | | |
| 産業支援課 | 令和7年度 | いこいの村しまね | 矢上 | 事務所エアコン 改修工事 | R7.4.30 | | |
| 産業支援課 | 令和7年度 | 青少年旅行村 | 出羽 | ウォータースライダー 滑走面改修工事 | R7.4.28 | | |

●漆谷議長（漆谷光夫） 以上で、町長の行政報告は終了いたしました。



（ 日程第5 議案第60号 財産の取得

（ 小型動力ポンプ付軽四輪駆動消防車購入 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第5、議案第60号財産の取得を議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 議案第60号の提案理由を御説明申し上げます。議案第60号は財産の取得についてでございますが、これは小型動力ポンプ付軽四輪駆動消防車を購入しようとするものでございます。詳細につきましては総務課長が説明しますので、よろしくお願いいたします。

○高瀬総務課長（高瀬満晃） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、高瀬総務課長。

○高瀬総務課長（高瀬満晃） 議案第60号財産の取得について説明いたします。取得の物品は小型動力ポンプ付軽四輪駆動消防車です。車両更新計画に基づき取得から20年以上経過し、更新が必要となった第8矢上分団及び第12日和分団の車両を普通車から軽四輪車にそれぞれ更新するものです。5月28日に指名競争入札を執行し、株式会社スエヒロ島根営業所が税抜1,516万円で落札され、消費税を加えた1,667万6,000円で同日に仮契約を締結したところです。以上、地方自治法第96条第1項及び邑南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●漆谷議長（漆谷光夫） 以上で、提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「ありません」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので質疑を終わります。これより議案の討論を行います。討論は反対討論から始め賛成討論、反対討論と交互に行います。反対討論はありますか。

（「ありません」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。

（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。議案第60号に賛成の方の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 全員賛成。したがって、議案第60号につきましては原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

- （ 日程第6 議案第61号 邑南町特別職の職員で非常勤のものの  
報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正  
日程第7 議案第62号 邑南町税条例の一部改正  
日程第8 議案第63号 邑南町国民健康保険税条例の一部改正 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第6、議案第61号邑南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正から、日程第8、議案第63号邑南町国民健康保険税条例の一部改正までを、一括議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 議案第61号から議案第63号までの提案理由を御説明申し上げます。議案第61号から議案第63号は、条例の一部改正について議会の議決を求めるものでございます。まず、議案第61号邑南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございますが、行政不服審査会、情報公開・個人情報保護審査会の報酬額を新たに規定するため改正するものでございます。次に、議案第62号邑南町税条例の一部改正についてでございますが、これは地方税法等の改正に伴う改正でございます。次に、議案第63号邑南町国民健康保険税条例の一部改正についてでございますが、これは保険税率の変更に伴う改正ござい

ます。以上、詳細につきましてはそれぞれ担当課長が説明しますので、よろしくお願  
いします。

○高瀬総務課長（高瀬満晃） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、高瀬総務課長。

○高瀬総務課長（高瀬満晃） 議案第61号邑南町特別職の職員で非常勤のもの  
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、説明いたします。この度の改正  
は、行政不服審査会委員及び情報公開・個人情報保護審査会委員の追加をするもので  
ございます。新旧対照表、別表第1（第2条、第4条関係）で、それぞれ会長月額1  
万円、委員月額8,000円を追加いたします。条文に戻り、附則この条例は公布の  
日から施行し、この条例による改正後の別表第1の規定は令和7年4月1日から適用  
するものとしております。以上、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議  
決を求めるものでございます。よろしくお願いたします。

○森田財務課長（森田政徳） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、森田財務課長。

○森田財務課長（森田政徳） 議案第62号邑南町税条例の一部改正について説明  
いたします。この度の改正は、令和7年度税制改正の大綱に基づき令和7年3月31  
日に公布された地方税法等の一部を改正する法律のうち、6月定例会以降に施行され  
るものについて改正するものです。新旧対照表で、主要な改正点について要旨を説明  
いたします。新旧対照表1ページの改正後を御覧ください。第18条は、公示送達  
の方法について省令改正に合わせ改正を行うものです。現在役場の掲示場に掲示す  
ることで行っている公示送達を、邑南町のホームページに公示事項を表示する措置をと  
るとともに、役場の掲示場または事務所に設置したパソコン等の電子計算機の画面に表  
示することで、公示送達を行うことが可能となるものです。これに伴い第18条の3  
は納税証明事項に係る規定を改正するものです。1ページから2ページの第34条の  
2は、所得控除について大学生年代の子等に関する特別控除、特定親族特別控除に係  
る規定を改正するものです。居住者が生計を密にする年齢19歳以上23歳未満の親  
族等について、既存の扶養控除の対象となる所得条件を超えた場合であっても新たに  
特別控除を設け控除の額が段階的に逡減する仕組みとするものです。2ページから3

ページの第36条の2第1項は町民税の申告について、特定親族特別控除の創設に伴い公的年金等受給者の個人住民税申告義務に係る規定を改正するものです。3ページから4ページの第36条の3の2第1項は、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項について特定親族を追加する改正です。4ページから5ページの第36条の3の3第1項は、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書について、特定親族特別控除の創設に伴い公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る提出義務規定等を改正するものです。5ページの附則第16条の2の2第1項から7ページの第4項までは、加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例について加熱式たばこの課税方式を見直すものです。重量のみに応じて紙巻きたばこに換算する方式とするほか、一定の重量以下のものは紙巻きたばこ一本として課税する仕組みとする等の見直しを2段階に分けて実施し、一本当たりの税額を紙巻きたばこと同等にする改正です。改正文に戻りまして3ページの附則を御覧ください。改正文の附則は改正条例の施行期日や経過措置を定めています。第1条は施行期日について、1号で第34条の2、第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第3条の規定は、令和8年1月1日からの施行。2号で附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第6条の規定は、令和8年4月1日からの施行。4ページの3号で第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定は、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日としています。以下、第2条は公示送達に関する経過措置を、第3条は町民税に関する経過措置を、5ページの第4条は、町たばこ税に関する経過措置を定めています。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いたします。

○秋田町民課長（秋田敏子） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、秋田町民課長。

○秋田町民課長（秋田敏子） 議案第63号邑南町国民健康保険税条例の一部改正について、御説明申し上げます。この度の改正は、1人当たり医療費の増加等により保険税率の改正をするものでございます。改正内容につきまして新旧対照表により御説明いたします。第3条、第5条、第5条の2につきましては被保険者に係る基礎課税額についての規定でございます。第3条は所得割額について規定しており、この課税率を0.21%引下げ5.73%とするものでございます。第5条は均等割額について規定しており、この課税額を1,200円引上げ2万3,300円とするもので



ございます。第5条の2は平等割額について規定しており、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は、この課税額を300円引上げ1万4,400円に、特定世帯は150円引上げ7,200円に、特定継続世帯は225円引上げ1万800円とするものでございます。次に、第7条の2第7条の3につきましては、被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額についての規定でございます。第7条の2は均等割額について規定しており、この課税額を700円引上げ8,400円とするものでございます。第7条の3は平等割額について規定しており、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は、この課税額を300円引上げ5,200円に、特定世帯は150円引上げ2,600円に、特定継続世帯は225円引上げ3,900円とするものでございます。次に第9条の2第9条の3につきましては、介護納付金課税被保険者に係る介護納付金課税額についての規定でございます。第9条の2は均等割額について規定しており、この課税額を400円引上げ9,400円とするものでございます。第9条の3は平等割額について規定しており、この課税額を300円引上げ4,800円とするものでございます。次に、第23条でございますが、第1項につきましては均等割額と平等割額について7割、5割、2割の軽減対象区分に応じて国民健康保険税の減額をすることが規定されており、先ほど御説明いたしました第5条、第5条の2、第7条の2、第7条の3、第9条の2、第9条の3に係る均等割額及び平等割額を引き上げることに伴いまして、軽減対象区分ごとの保険税の減額を引き上げるものでございます。第2項につきましては未就学児に係る均等割額について、軽減対象区分に応じて国民健康保険税の減額をすることを規定しており、第1項と同様に軽減対象区分ごとの保険税の減額を引き上げるものでございます。条文に戻りまして附則、この条例は公布の日から施行し適用区分として令和7年度分の国民健康保険税から適用いたします。令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によります。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

●漆谷議長（漆谷光夫） 以上で、提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第9 議案第64号 財産の取得（東給食センターの食洗機） ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第9、議案第64号財産の取得を議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 議案第64号の提案理由を御説明申し上げます。議案第64号は財産の取得についてでございますが、これは東給食センター食洗機を購入しようとするものでございます。詳細につきましては学びのまち総務課長が説明しますので、よろしくお願いいたします。

○原学びのまち総務課長（原拓矢） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、原学のまち総務課長。

○原学びのまち総務課長（原拓矢） 議案第64号財産の取得について御説明申し上げます。取得物品は、食器食缶洗浄機スプーン洗浄機付浸漬装置でございます。取得の目的は、老朽化に伴う食洗機の更新です。東学校給食センターの食洗機は、施設開設時に設置したものでございます。稼働から20年以上経過しております。近年機器不良が多発して頻発しており、給食の供給停止を招かないよう更新を行う必要がございます。この度の備品購入は、指名競争入札により令和7年5月28日に入札を実施し、ホクサン厨機株式会社浜田営業所が4,010万円で落札され、消費税を加えた4,411万円で仮契約を締結しております。納入期限は令和8年3月31日です。以上、財産を取得したいので地方自治法第96条第1項及び邑南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●漆谷議長（漆谷光夫） 以上で、提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第10 議案第65号 工事請負契約の締結  
（ 高原小学校改修（2期）工事 ）

日程第11 議案第66号 工事請負契約の締結  
（ いわみスタジアムLED照明工事 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第10、議案第65号工事請負契約の締結から、日程第11、議案第66号工事請負契約の締結までを一括議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 議案第65号から66号の提案理由を御説明申し上げます。まず、議案第65号は工事請負契約の締結についてでございますが、これは高原小学校改修2期工事に係る工事請負契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。次に、議案第66号は工事請負契約の締結についてでございますが、これはいわみスタジアムLED照明工事に係る工事請負契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。以上、詳細につきましては学びのまち総務課長が説明しますのでよろしく申し上げます。

○原学びのまち総務課長（原拓矢） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、原学のまち総務課長。

○原学びのまち総務課長（原拓矢） 議案第65号及び議案第66号について説明をさせていただきます。工事名は、令和7年度高原小学校改修（2期）工事でございます。工事場所は、邑南町原村地内です。工事概要は、耐震改修事業に伴う給食配膳棟の解体及び建築等となっております。この度の工事は、指名競争入札により令和7年5月28日に入札を実施し、有限会社井口建設瑞穂支店が5,950万円で落札され、消費税を加えた6,545万円で仮契約を締結しています。工期は、令和8年2月27日までとしております。次に、議案第66号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。工事名は、令和7年度地域脱炭素移行再エネ推進交付金事業いわみスタジアムLED照明工事です。工事場所は、邑南町矢上地内です。工事概要は、ナイター設備6基128球のLED化、放送席や審判室などの室内照明のLED化などとなっております。この度の工事は指名競争入札により令和7年5月28日に入札を実施し、株式会社森下電設工業邑南営業所が7,530万円で落札され、消費税を加えた8,283万円で仮契約を締結しております。工期は令和8年3月31日まで

としております。以上工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条の第1項及び邑南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●漆谷議長（漆谷光夫） 以上で、提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第12 議案第67号 工事請負契約の変更契約の締結

（ 邑南町立石見中学校校庭外構整備工事 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第12、議案第67号工事請負契約の変更契約の締結を議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 議案第67号の提案理由を御説明申し上げます。議案第67号は工事請負契約の変更契約の締結についてでございますが、これは邑南町立石見中学校校庭外構整備工事に係る工事請負契約の変更契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、学びのまち総務課長が説明しますのでよろしくお願いいたします。

○原学びのまち総務課長（原拓矢） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、原学のまち総務課長。

○原学びのまち総務課長（原拓矢） 議案第67号工事請負変更契約の締結について御説明申し上げます。工事名は、邑南町立石見中学校校庭外構整備工事でございます。工事場所は、邑南町中野2645番地です。変更概要は、旧校舎解体後に判明した軟弱地盤解消のための土壌改良などにより、請負高の増額となっております。工事請負契約済額は2億9,700万円で、工事請負変更契約額が3,636万6,000円増額の3億3,336万6,000円となっております。工期は、令和7年7

月31日までで変更はございません。以上、工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項及び邑南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●漆谷議長（漆谷光夫） 以上で、提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

- ( 日程第13 議案第68号 令和7年度邑南町一般会計補正予算第2号  
日程第14 議案第69号 令和7年度邑南町国民健康保険事業  
特別会計補正予算第1号  
日程第15 議案第70号 令和7年度邑南町国民健康保険  
直営診療所事業特別会計補正予算第1号  
日程第16 議案第71号 令和7年度邑南町水道事業会計  
補正予算第1号 )

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第13、議案第68号令和7年度邑南町一般会計補正予算第2号から、日程第16、議案第71号令和7年度邑南町水道事業会計補正予算第1号までを一括議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 議案第68号から議案第71号までの提案理由を御説明申し上げます。まず、議案第68号令和7年度邑南町一般会計補正予算第2号は、歳入歳出それぞれ5,912万3,000円を追加するものでございます。次に、議案第69号令和7年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ2,141万1,000円を追加するものでございます。次に、議案第70号令和7年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ25万3,000円を減額するものでございます。次に、議案第71号令和7年度邑南町水道事業会計補正予算第1号は、資本的収入に2,709万3,000円を追加し、資本的支出に3,039万3,000円を追加するものでございます。

以上、詳細につきましてはそれぞれ担当課長が説明しますので、よろしくお願ひします。

○森田財務課長（森田政徳） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、森田財務課長。

○森田財務課長（森田政徳） 議案第68号令和7年度邑南町一般会計補正予算第2号について説明をいたします。予算書の1ページです。第1条の歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出それぞれ5,912万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を135億200万9,000円とするものです。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び金額については、2ページから4ページの第1表歳入歳出予算補正に記載をしております。この度の補正予算の主な内容は、職員の4月人事異動及び新規採用に伴う人件費の補正。令和6年度に実施しました定額減税調整給付金の支給額に不足が生じる場合に追加で給付を行う定額減税不足額給付金給付事業費の追加。いわみ温泉活用施設等改修事業費の追加などです。補正予算の内容を予算に関する説明書の事項別明細書で説明します。4ページの歳入です。14款国庫支出金2項国庫補助金2目総務費国庫補助金は、定額減税不足額給付金給付事業費の追加に伴い、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を2,861万5,000円追加するものです。18款繰入金2項基金繰入金は、財源調整のため財政調整基金繰入金を2,649万円追加するものです。これによりまして、財政調整基金の年度末残高は6億9,882万円となる見込みです。6ページの20款諸収入5項雑入は、財団法人自治総合センターコミュニティ助成金の採択に伴い250万円を追加するものです。8ページから歳出です。人件費については4月1日付人事異動に伴う組替え等を行うものですが、全体的には会計年度任用職員の増加などにより増額となっております。補正予算書の後ろに給与費明細書がございますが、会計年度任用職員も含めた一般職の人件費は総額で1,535万円の追加です。報酬が1,013万9,000円の追加。給料が748万9,000円の減額。職員手当が486万3,000円の追加。共済費が783万7,000円の追加となっております。以下、人件費補正以外の主なものについて説明をいたします。8ページの2款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、045定額減税調整給付金給付事業費を2,861万5,000円追加するものです。同じく6目企画費013自治総合センター補助事業は、一般コミュニティ助成事業の採択に伴い補助金を250万円追加するものです。16ページ6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費019大雪による農業災害復旧特別対策事業費は、2月の大雪により

被災した農業用ビニールハウス復旧費の補助金を133万1,000円追加するものです。18ページ7款商工費1項商工費3目観光費037いわみ温泉活用施設等改修事業費は、霧の湯及び香遊館の再開に伴う施設内の老朽箇所の再整備のため883万5,000円を追加するものです。22ページ10款教育費2項小学校費2目教育振興費011スクールサポートスタッフ配置事業（小学校）は、学校校務員未配置校にスクールサポートスタッフを配置するため324万9,000円を追加するものです。以上、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めますのでございます。よろしくお願いいたします。

○秋田町民課長（秋田敏子） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、秋田町民課長。

○秋田町民課長（秋田敏子） 議案第69号令和7年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号について、御説明申し上げます。第1条歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ2,141万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億2,531万1,000円とするものでございます。この度の補正は、職員共済費の負担金率変更等に伴う職員給与費の減額及び令和6年度保険給付費等交付金返還金の追加でございます。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書で御説明いたします。はじめに歳入でございます。9款繰入金2項他会計繰入金は、一般会計繰入金を4万1,000円減額するものでございます。次に、11款諸収入2項雑入は保険給付返還金を2,145万2,000円追加するものでございます。続きまして歳出でございます。1款総務費1項総務管理費は、職員給与費を4万1,000円減額するものでございます。次に、9款諸支出金1項償還金及び還付加算金は、償還金を2,145万2,000円追加するものでございます。続きまして、議案第70号令和7年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第1号について御説明申し上げます。第1条歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ25万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,274万7,000円とするものでございます。この度の補正は人事異動等に伴う職員給与費の減額でございます。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書で御説明いたします。はじめに歳入でございます。8款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金は、25万3,000円の減額でございます。次に歳出でございます。1款総務費1項施設管理費1目一般管理費は、矢上診療所分の職員給与費を25万3,000円減額

するものでございます。以上、2会計につきまして地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○三浦水道課長（三浦康孝） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、三浦水道課長。

○三浦水道課長（三浦康孝） 議案第71号令和7年度邑南町水道事業会計補正予算第1号について説明いたします。今回の補正は、資本的収入及び資本的支出を追加するものでございます。補正予算書の1ページをお開きください。第2条資本的収入は、収入科目第1款資本的収入第4項工事負担金を、出羽川改修に伴う吉時浄水場移転事業費確定により2,709万3,000円追加するものでございます。支出については、補正予算に関する説明書1ページをお開きください。第1款資本的支出第1項建設改良費3目支障移転事業費、出羽川改修に伴う吉時浄水場移転のため委託料3,039万3,000円追加するものでございます。以下、2ページから予定キャッシュフロー計算書、予定貸借対照表等説明資料を添付しておりますので御確認ください。以上、地方公営企業法第24条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●漆谷議長（漆谷光夫） 以上で、提出者からの提案理由の説明は、終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 散会宣告 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 以上で、本日の日程は全て議了いたしました。本日はこれにて散会といたします。お疲れ様でした。

—— 午前10時44分 散会 ——